

# 調査委任契約書〔契約事項〕

1. 本契約は委任者が受任者より重要事項の説明がなされた後、本契約書に署名若しくは捺印した時点をもって締結したものと致します。
2. 本契約の締結と同時に「探偵業の業務の適正化に関する法律」に拠って規定される重要事項説明を受けたことを確認するために、重要事項説明書に署名・捺印して提出して頂きます。
3. 本契約書並びに重要事項説明書その他関連書面は、複写を以て委任者と受任者双方にて保管できるものとし、但し、申込者の意向でその一通を手元に保管出来ない理由がある場合は調査完了までの間、当方にてお預かりする事が有ります。又、申込者の事情による電話契約の場合にその一通が申込者に郵送出来ない事情がある場合も同様とします。
4. 契約締結後に委任者から契約の解除（着手前・着手後）の申し出があった場合又は、調査中止の要請があった場合は、調査料金の総額（調査料及び調査実費等の総合計金額）に対する解約手数料として、表面記載の違約金を申し受けます。但し、委任者の事情で、調査着手指示がないまま3ヶ月を経過した場合は、調査を終了したものと看做し、料金の返還は出来ません。尚、調査方法等に係る企画会議（調査員の確保及び日程の調整、調査機器・車両の準備等）、事前の現地確認等の予備調査並びに、調査行為としての待機等を実施した場合はすべて「着手後扱い」とさせていただきます。
5. 契約締結後に、当社の事情や調査の推移状況等により以後の調査を中止する場合があります。
  - ①着手前及び中止事由が当社側の事情による場合は、料金の全額を返還します。
  - ②中止事由が公益上或いは天変地異等、止むを得ない事情による場合は、中止までの料金を当社規定により精算し残金を返還致します。
  - ③行動確認調査において調査の推移状況（交通情勢・地理的状況等）、対象者の警戒・違反運転により、やむを得ず中止した場合は、調査員配置時刻を起算時として次の通りと致します。  
《基本調査料金+（時間単価×稼働時間）+調査経費》
  - ④所在調査において、調査期間中の調査活動に関係なく被調査人の所在が判明した場合は、速やかに連絡をして頂き、またそれに伴い調査終了とみなされ、調査委任契約書にある特記事項に従い精算いたします。
6. 契約の解除に関する事項
  - (1) 業務遂行中、お客様が調査対象者の個人情報の利用目的（調査申込目的）が、以下に掲げる事項に該当した場合は、契約の解除とさせていただきます。又、この場合、調査料金は全額お支払して頂くと共に、損害賠償請求等の法的措置を講

じる場合もございますのでご了承下さい。  
①調査の結果を、犯罪目的及び社会的差別に利用する事が判明した場合。

②ストーカー行為等の規制に関する法律第2条の「つきまとい等」目的、その他違法行為に利用することが判明した場合。

③配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項の被害者の所在を調査する目的その他違法である場合。

④盗聴・盗撮行為目的、その他違法である場合。

⑤お客様が反社会的勢力の構成員と判明した場合。

⑥その他公序良俗に反し各種法令に抵触する可能性がある場合。

(2) 委任者から契約の解除又は中止の要請があった場合は調査委任契約書に記載されている解約手数料を申し受けます。

また、調査着手指示がないまま3ヶ月間を経過した場合は、調査を終了したものと看做し、料金の返還は致しません。

(3) 当社の事情や業務の推移状況等により、以後の業務を中止する場合は下記の通りとします。

①着手前及び中止事由が当社側の事情による場合は料金の全額を返還致します。

②中止事由が公益上或いは天変地異等、止むを得ない事情による場合は、中止までの料金を当社規定により精算し残金を返還致します。

③行動確認調査において、調査の推移状況（交通情勢・地理的状況等）、対象者の警戒・違反運転により、やむを得ず中止した場合は調査料金は、調査員配置時刻を起算時として次の通りとします。

《基本調査料金+（時間単価×稼働時間）+調査経費》

④所在調査（家出人捜査を含む）に関しては、調査期間中の調査活動に関係なく被調査人の所在が判明した場合は、調査終了とみなし、調査委任契約書にある特記事項に従い精算致します。

7. 依頼事項及び調査等により知り得た事実関係については、個人情報保護法等を遵守致しますが、委任者におかれましても絶対に口外等はせず秘密を厳守して下さい。

8. 委任者から提出された資料及び情報の過誤が原因で調査目的と異なった結果が生じた場合及び、委任者が当該調査実施に於いて知り得た情報の利用に因る波及効果については、当社は一切その責任を負いません。

9. 本契約に関して法律上の問題が生じた場合、受任者事務所所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

《受任会社商号・名称、所在地、代表者氏名》



社団法人探偵協会  
Association of Detectives

〒110-0015 東京都台東区東上野 2-6-2

三井不動産パークキューブ

URL <http://www.detective.or.jp/>

社団法人探偵協会は左記調査受任者を推奨致します